

令和4年度 第3回

府中市都市計画審議会議事録

令和4年10月27日開催

府中市都市計画審議会
議事日程

令和4年10月27日(木) 午後5時
府中駅北第2庁舎会議室

日程第1 第1号議案 府中都市計画ごみ処理場の変更(原案)について

日程第2 第2号議案 府中都市計画特別用途地区の変更(原案)について

日程第3 第3号議案 府中都市計画高度地区の変更(原案)について

日程第4 その他

午後 5 時開会

【計画課長】 それでは、定刻でございますので、ただいまから府中市都市計画審議会を開会していただきたく存じます。

開会に先立ちまして、都市整備部長の松村よりご挨拶申し上げます。

【都市整備部長】 委員の皆様、こんにちは。都市整備部長の松村でございます。本日はお忙しい中、また午後 5 時からの開催にもかかわらずご出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日の案件は、審議事項が 3 件でございます。どうぞよろしくご審議を賜りますようお願い申しあげまして、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【計画課長】 それでは〇〇会長、よろしくお願いいたします。

【議長】 皆さん、こんばんは。それでは、これから始めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。着座にて進めていきたいと思っております。

本日の委員の皆さま方の出欠状況でございますが、欠席が〇〇委員、〇〇委員ということであります。会議開催の可否でございますが、定足数に達しておりますので、本日の会議は有効に成立しております。

また、府中警察署長の人事異動がありまして、〇〇署長から〇〇署長に代わりました。現在、都市計画審議会委員の委嘱手続きを進めておりますので、本日は代理として〇〇様の出席となります。よろしくお願いいたします。

まず、本日の議事録の署名人を決めていきたいと存じます。府中市都市計画審議会運営規則第 13 条 2 項に「議事録には議長及び議長が指名する委員が署名する」とこととなっております。私から指名させていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしというお声がかかりましたので、議長から指名させていただきたいと存じます。議席番号 13 番、〇〇委員。

【〇〇委員】 はい。

【議長】 お願いします。もう 1 名は議席番号 15 番、〇〇委員。

【〇〇委員】 はい。

【議長】 以上の 2 名にお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

続きまして、本日の傍聴者は 2 名おります。入室を許可してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 許可いただきましたので、入室をしていただきたいと思います。しばらくお待ちください。

では、進めていきたいと存じます。議事日程に従いまして、日程第 1、第 1 号議案「府中都市計画ごみ処理場の変更（原案）」、日程第 2、第 2 号議案「府中都市計画特別用途地区の変更（原案）」、日程第 3、第 3 号議案「府中都市計画高度地区の変更（原案）」の 3 件の議案についてでございますが、この 3 件につきましては関連しておりますので、事務局から 3 件を一括して説明を受け、ご質問やご意見をいただき、採決はそれぞれに行うのが良いかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしということで、進めていきたいと存じます。

それでは日程第1、第1号議案「府中都市計画ごみ処理場の変更(原案)」、日程第2、第2号議案「府中都市計画特別用途地区の変更(原案)」、日程第3、第3号議案「府中都市計画高度地区の変更(原案)」の3件について、議案の説明を事務局からお願いします。

【リサイクルプラザ整備担当副参事】 はい、議長。よろしいでしょうか。

【議長】 はい、どうぞ。

【リサイクルプラザ整備担当副参事】 それでは日程第1から第3の府中都市計画ごみ処理場、府中都市計画特別用途地区、および府中都市計画高度地区の各変更原案につきまして、まとめてご説明いたします。資料の1ページ目をご覧ください。1の趣旨でございますが、本件につきましては稼働から25年以上が経過している府中市リサイクルプラザについて、施設の老朽化や廃棄物の効率的な処理などの課題が生じていることから、新たな施設の整備に向けて府中市リサイクルプラザ整備基本計画を策定し、検討を進めているところです。

このことに伴い、都市計画として決定しているごみ処理場、特別用途地区、および高度地区について、拡張後の敷地に合わせる区域変更を行うとともに、ごみ処理場の処理能力を変更するため、変更に係る原案を作成するものでございます。詳細につきましては、担当係長からご説明させていただきます。

【資源循環推進課施設係長】 はい、議長。

【議長】 どうぞ。

【資源循環推進課施設係長】 それでは、2の内容につきましてご説明いたします。(1)の位置から(3)の変更事項につきまして、それぞれ位置図および計画図でご説明いたします。

まず位置でございますが、恐れ入りますが3ページをお願いいたします。こちらは「府中都市計画ごみ処理場第1号府中市粗大・不燃ごみ処理場」

の位置図でございます。今回変更するごみ処理場の位置につきましては、図の左上に斜線でお示ししております区域でございます、府中市四谷6丁目地内でございます。

次に区域および変更事項でございます。恐れ入りますが、4ページをお願いいたします。こちらは「府中都市計画ごみ処理場第1号府中市粗大・不燃ごみ処理場」の計画図でございます。左下の凡例をご覧ください。①の網かけしてお示しした区域を追加区域、②の斜線でお示しした区域を削除区域としております。まず区域の変更でございますが、施設北側の①の追加区域につきましては未利用の市有地で本処理場の拡張用地として活用するため、区域に追加するものでございます。

施設南側の①の追加区域につきましては、これまで現況の道路端までを都市計画ごみ処理場の区域としていましたが、歩道状空地を含めた道路境界まで広げるものでございます。

また、斜線でお示しした2カ所の②の削除区域につきましては、いずれも道路法に基づく道路区域として決定しており、15年以上にわたり公道として利用されていることから削除するものでございます。

①の追加区域が約0.2ヘクタール、②の削除区域が約0.1ヘクタールとなり、全体の面積としては1ページ(3)のアの表に記載のとおり、約2.0ヘクタールから約2.1ヘクタールに変更となるものでございます。なお、施設の建て替えに伴い、施設の処理能力も1日50トンから1日60トンに変更いたします。

次に、5ページをお願いいたします。こちらは「府中都市計画特別用途地区都市型産業専用地区」の計画図でございます。本処理場の区域につきましては、全て「府中市都市型産業専用地区内における建築物の建築の制限に関する条例」で建築物の建築を制限する都市型産業専用地区となりますので、ごみ処理場の変更に合わせて①の区域を追加し、認定道路の②の

区域を削除するものでございます。

①の追加区域が約0.1ヘクタール、②の削除区域が約410平方メートルとなり、全体の面積としては1ページ(3)のイの表に記載のとおり、約146.2ヘクタールから約146.3ヘクタールに変更となるものでございます。

次に、6ページをお願いいたします。こちらは「府中都市計画高度地区」の計画図でございます。①の区域につきましては、都市型産業専用地区となることから、25メートル第2種高度地区から第2種高度地区に変更し、②の区域につきましては逆に都市型産業専用地区から外れることとなりますので、第2種高度地区から25メートル第2種高度地区に変更するものでございます。

1ページ(3)のウの(ア)と(イ)の表に記載のとおり、第2種高度地区が約885.0ヘクタールから約885.2ヘクタールに、25メートル第2種高度地区が約158.6ヘクタールから約158.4ヘクタールに変更となるものでございます。

恐れ入りますが2ページにお戻りいただきまして、3の今後の予定でございますが、12月に住民説明会と東京都との協議を行ったうえで、令和5年5月に都市計画の決定・告示を行う予定でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

【議長】 ありがとうございます。まず質疑応答でございますが第1号議案から第3号議案まで一括して承りまして、その後、採決のほうは1号議案、そしてそれが終わりましたら2号議案、それが終わりましたら3号議案という順序で進めていきたいと存じます。まず質問、ご意見等、1号議案から3号議案まで受けたいと思います。いかがでしょうか。何かございますでしょうか。

〇〇委員、どうぞ。

【〇〇委員】 ありがとうございます。1点目ですが、4ページの図で、②の削除区域になってる箇所が、北側の公道利用されている道路の部分と多摩川沿いの2カ所あるんですけれども、公道利用されているところについては今後も同様の利用になっていくということによろしいのか、認定道路ということで話があったんですけども、ご回答をお願いします。

2点目ですが、4ページの多摩川沿いのところの削除区域は、次の5ページの図と比べてみると、リサイクルプラザの用地に一部組み込まれるが一部については外れる形になるのでしょうか。多摩川沿いの削除区域の半分ぐらいが5ページのリサイクルプラザの用地に見えるんですけれども、それによろしいのかということをお聞きします。

3点目ですが、6ページの高度地区の図で、リサイクルプラザの計画用地でない北西側のところ、行政境に建っている建物ですか、その辺が今回変更されるということじゃなくて、以前から2高ということによろしいのでしょうか。リサイクルプラザと違う建物が1個入ってるんですが、その部分は以前から入っていたのですか。

以上、3点お願いします。

【議長】 〇〇委員のほうから3点ご質問ございました。ご回答をお願いいたしたいと思います。

【リサイクルプラザ整備担当副参事】 はい、議長。

【議長】 はい、どうぞ。

【リサイクルプラザ整備担当副参事】 お答えいたします。まず1点目の道路についてでございますが、4ページをご覧ください、②で斜線が示されてるところ、ここが道路になります。この道路の部分というのはもともとリサイクルプラザの敷地ではなくて道路なんです。ただ、都市計画上はごみ処理場、府中市粗大・不燃ごみ処理場として都市計画決定をされて

るんですけども、この②、2つです。斜線については道路法上の道路でございまして、今回都市計画施設の区域から除外させていただきます。

1点目の質問と2点目の質問はそうなるんですけども、一つ大前提でゴミ処理場、都市計画施設と、あと高度地区や、都市型産業専用地区の境が一致しておりません。一致してないというのは、ゴミ処理場のほうは施設の敷地で基本的に都市計画決定をいたします。ところが、高度地区や、都市型産業専用地区は地域地区でございまして、道路の中心や、地形地物で区切って都市計画決定しますので、その都市計画の線が違ってきます。そういう違いがございまして。

それと、3点目のご質問ですが、北西側の建物は、鴻池運輸のストックエリアとその配送センターになっておりまして、都市型産業専用地区を決定する当時からこちらの建物は存在しておりましたので、都市型産業専用地区自体は基本的にはリサイクルプラザの都市計画がかかっているところと合わせて、合わせてと言っても一部、先ほど申し上げましたように境が道路の中心だとかで少し違うところがあるんですけども、そういった観点で都市計画決定しております。

この鴻池運輸の敷地は都市型産業専用地区からは外れておりますが、高度地区については周辺の国立市側の当時の都市計画と、それから府中市の都市計画と両方を調整した中で第2種高度地区ということになっております。

以上です。

【議長】 3点のご質問について、答弁をいただきました。〇〇委員、何か質問ありますか。

【〇〇委員】 すみません、いいですか。ほとんど分かったんですけども、4ページの多摩川沿いの部分の②のところなんですけれども、5ページの図との関係で多摩川沿いの道路利用、道路として使われてるというところ

の半分だけがリサイクルプラザの、図面上そのように見えるんですけども、そうでもないのか。分かりました。

反対に4ページの①の追加区域の部分が、多摩川沿いの道路の部分が5ページに比べてちょっと狭いように感じてるんですが、それは見かけ上の問題ということではよろしいですか。4ページの①の多摩川沿いの、追加部分が5ページの同じ個所と比較してサイズが合わないように見えるのですが。

【議長】 いかがですか。

【リサイクルプラザ整備担当副参事】 はい、議長。

【議長】 はい、どうぞ。

【リサイクルプラザ整備担当副参事】 今おっしゃられた4ページの、①の道路境と書いてるところの少しハッチをかけてるところ、ここは現況は歩道になります。現状の都市計画では、この歩道の部分が外れております。それは歩道状空地だったため、都市計画上は外れております。ただ、今回の変更では東京都と協議をしている中でアドバイスをいただいています。建築基準法上は正しく設計してるんですが、都市計画法上は道路に接してないことになると、これは歩道状なんですけど、道路法の道路じゃないです。人が通ってますが、道路法で指定される道路じゃないので、この部分は今回、歩道状空地なので、都市計画施設の敷地として追加するという事です。

その5ページとの見え方の違いということですが、そのハッチをかけてる部分が多分そういう見え方にさせているのかなと。5ページは、都市型産業専用地区の計画図でございます。一方、都市型産業専用地区の多摩川沿いの境は多摩川通りの道路中心ということになっております。

以上です。

【議長】 お分かりでしょうか。

【計画課長】 議長。

【議長】 はい、どうぞ。

【計画課長】 少し補足でございます。まず、4ページの府中市粗大・不燃ごみ処理場計画図というところにつきましては、あくまでもこの、この建物を建てる敷地の境界が線ということになっています。

5ページの都市型産業専用地区の計画図というのは、先ほど説明があったんですけれども、用途地域と同じような形で道路の中心を境界にしたり、公園境、水路境という形で、基本的に用途地域と同じような考えのもと、多摩川通りの中心線を境界線としておりますので、4ページと5ページのところの違いが出ているということになります。

以上でございます。

【〇〇委員】 ありがとうございます。

【議長】 他に何かご質問ありますでしょうか。ないようですので、では、1件ずつ採決をしていきたいと存じます。よろしいでしょうか。

まず第1号議案、府中都市計画ごみ処理場の変更（原案）について、議案のとおり決するというところでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【議長】 異議なしということで、第1号議案、府中都市計画ごみ処理場の変更（原案）については、提案どおり可決とさせていただきます。

続きまして、第2号議案、府中都市計画特別用途地区の変更（原案）について、採決をしたいと思っております。第2号議案につきましては、議案のとおり決するというところでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【議長】 ありがとうございます。異議なしということで、第2号議案につきましては、議案のとおり可決いたします。

続きに第3号議案、府中都市計画高度地区の変更について、採決をしたいと存じます。第3号議案、府中都市計画高度地区の変更（原案）について、議案のとおり決することによろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【議長】 ありがとうございます。異議なしということで、第3号議案、府中都市計画高度地区の変更（原案）について、議案のとおり決することといたします。大変ありがとうございます。

本日の議事の第1号議案、第2号議案、第3号議案につきましては、説明のうえ、採決をして議案のとおり可決ということになりました。大変ありがとうございます。

続きまして、日程第4「その他」について、事務局から何かありますでしょうか。

【都市計画担当主査】 はい、議長。

【議長】 はい。

【都市計画担当主査】 事務局から1件ご報告させていただきます。

今後の都市計画審議会の開催予定についてでございます。

次回の予定は令和5年1月下旬を予定しております。また、皆さまには開催通知等でお知らせしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

【議長】 ありがとうございます。他に何かありますでしょうか。なければ、本日の日程は以上でございます。

最後に少し私のほうから数分いただきたいと思います。私事なんです、実は今日2時からむさし府中商工会議所で臨時議員総会を開催いたしました。というのは、実は会議所は3年に1度役員改選がございまして、11月1日から新たな体制で進むことになるのですが、今日の議題の中で、次期会頭の指名が行われました。

実は私、4期務めまして12年来、会頭役を務めさせていただきました。いろいろと多くの皆さまからご支援いただく中、12年務めましたが、10月末日をもちまして会頭を退任することを今日の臨時議員総会の中で承認をいただきました。11月1日から新たな会頭のもとに会議所の運営が始まると思います。

本日、臨時議員総会で次期会頭である〇〇会頭が先ほど誕生いたしました。10月末日で私は退任なんです、この審議会も会議所からの推薦で委嘱をいただきましたので、この審議会の役職を終わらせていただきたいと思っております。

本当に長い間、この審議会の議長ということで務めさせていただきました。これもひとえに皆さま方のお力添えを賜ったおかげだと思います。心から感謝を申し上げます。今後ともいろいろとまた府中市のために、微力ですがお手伝いすることがあったらしたいと思っています。今日ちょうど機会をいただきましたので、お礼を言いたいと思います。大変ありがとうございました。

これで閉会といたします。

以上、会議のてん末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 ○ ○ ○ ○

委 員 ○ ○ ○ ○

委 員 ○ ○ ○ ○